

- ☆ グループホームは、障害のある方が**地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場**。
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は**5名程度**

具体的な利用者像

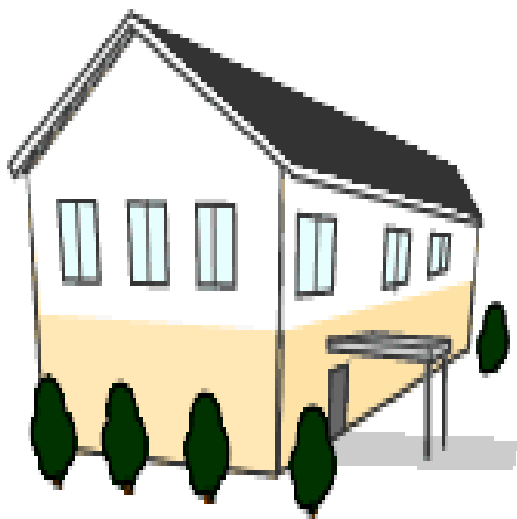
- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

- ☆ 障害者の方に対し、共同生活住居において、**相談、入浴、排せつ又は食事の介護、家事等の日常生活上の支援**を併せて提供。

必要な設備等

- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**



★ **住宅地に立地**

★ **入居定員は原則10名以下**

(既存建物を活用する場合は、最大20名又は30名以下)

	グループホーム（共同生活援助）	
	（介護サービス包括型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能	
サービス内容	食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助	
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	世話人の配置及び支援区分に応じて 668単位～182単位	世話人の配置に応じて（基本サービス） 259単位～121単位 サービスに要する標準的な時間に応じて（受託居宅介護サービス） 95単位～
事業所数	5,714事業所	1,474事業所
利用者数	89,432人	16,390人

105,822人

グループホームの基本的な性格

[精神薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）設置・運営マニュアル]（平成元年6月 厚生省児童家庭局障害福祉課）抜粋

第一 総論

1～3（略）

4 グループホームの基本的性格

- ①（略）
- ② グループホームは、地域社会で選択的に生きる知的障害者の生活の拠点であること。
- ③ グループホームは、施設を単に小型にしたというものではないこと。
- ④（略）
- ⑤ グループホームにおける入居者の日常生活は、指導・訓練的なものが最小限であり、管理性が排除されたものであること。
- ⑥（略）

第二 各論

4 グループホームに供する建物（住宅）

（1）住宅の条件

イ. グループホームとして使用する住宅は、原則として一般住宅地内に位置し、その外観は一般の住宅と異なることのないよう配慮されていなければなりません。

ロ及びハ （略）

注10 グループホームの特色は、障害を持った人達が少人数で支え合って暮らすことにあります。

5 入居者

（1）及び（2）（略）

（3）入居者の人数

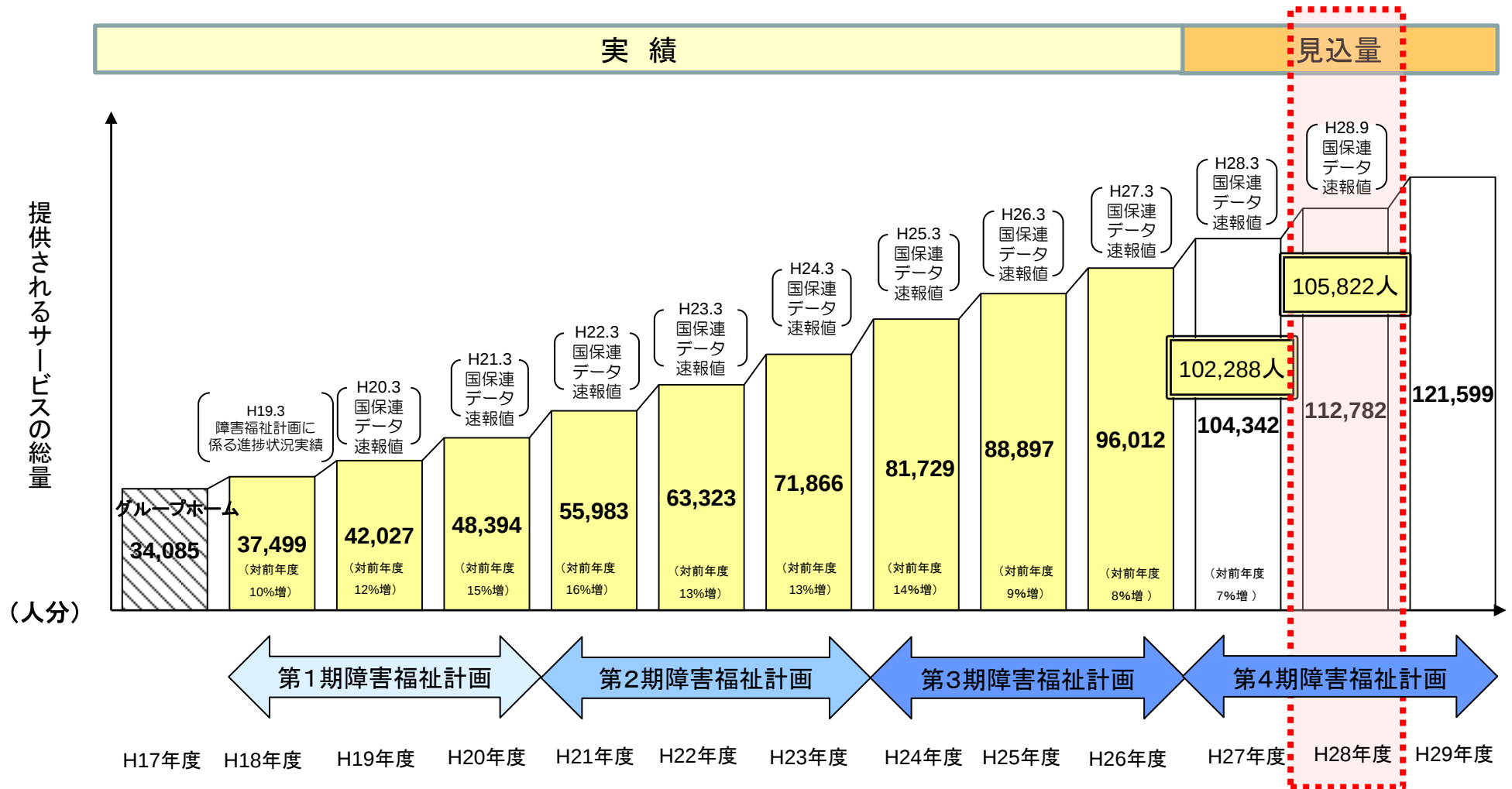
グループホームの入居者の人数は、4～5人を標準とします。（4人未満は認めません。6～7人でも世話人は1人です。）

グループホームの利用者数の推移

障害児・者の地域移行を推進し、障害者が居住の支援と日中活動の支援を自ら選択して利用できる昼夜分離を進めるなど、障害児・者が地域で安心して生活するためのサービス基盤の整備を促進する。

グループホームの整備促進は、障害者の居住支援という観点から重要であり、各自治体が策定した障害福祉計画においては、平成29年度に12.2万人の利用が見込まれている。

(※平成25年度以前は旧グループホーム・旧ケアホームの利用者数)



グループホームの人員・運営基準

人員配置基準

従業者	世話人	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上
	生活支援員	常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計数以上 ① 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
	サービス管理責任者	・利用者数が30人以下：1人以上 ・利用者数が30人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

世話人・生活支援員の要件等

- ☆ 障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者
- ☆ 利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として配置（夜間時間帯を除く）

運営基準

【介護の提供】

- ・ 介護は利用者の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行わなければならない。

【家事等の実施の方法】

- ・ 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

【居宅介護等の利用の制限】

- ・ 利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護・家事を受けさせてはならない。

【社会生活上の便宜の供与】

- ・ 他の障害福祉サービス事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。
- ・ 行政機関に対する手続等について利用者等が行うことが困難な場合は、利用者の同意を得た上で代行しなければならない。
- ・ 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。